

恵那市新型インフルエンザ等対策行動計画 《概要版》

1. 計画改定の趣旨

令和6年7月に抜本的に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画を受け、今年3月に岐阜県の行動計画が改定された本市においても、新たな感染症危機に備えた対策の一層の充実と実効性の確保を図るため、恵那市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する

2. 計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定する市町村行動計画

3. 計画の始期

令和8(2026)年度から

4. 改定方針

新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて改定

5. 改定計画のポイント

(1) 平時の準備の充実

- ・ 現行「未発生期」と記載していたものを「準備期」とし、準備期の取組を充実。

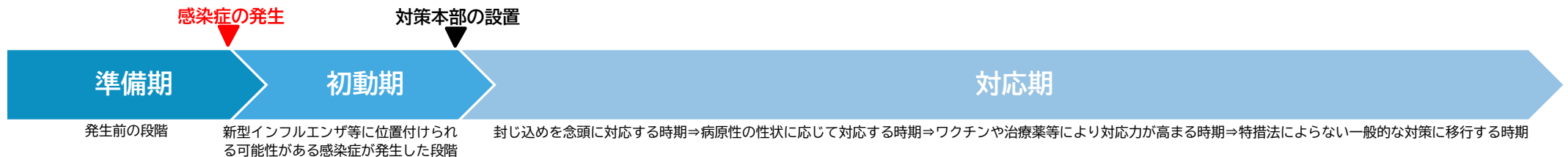
(2) 幅広い感染症に対応する対策の整理

- ・ 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、幅広く対応できるよう対策時期を準備期、初動期、対応期に分けて整理。

(3) 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- ・ 対策項目を6項目から7項目に拡充。
- ・ 新型インフルエンザ等の対策の実効性を向上させるため、横断的な視点（人材育成、国・県・関係団体等との連携・協力、DX（デジタル・トランスフォーメーションの推進）を設定し、各対策項目の取組を強化。

6. 発生段階の考え方（準備期、初動期、対応期）



7. 実効性の確保

- (1) 行動計画等に基づく取組状況の進捗を管理し、毎年度定期的なフォローアップを行う。
- (2) 新たな知見や状況の変化等を踏まえ、おおむね6年ごとに行動計画の改定について、必要な検討を行う。

8. 各論7項目の概要

①実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等の発生や疑いがある場合に、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進するための体制を構築する。
- ・ 平時から実践的な訓練を実施し、恵那保健所及び近隣市等における情報共有、連携体制の確認を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等対策など、健康危機管理等の対策に携わる行政職員等の育成等を行う。

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報が拡散される場合があるため、その時点で得られた科学的根拠に基づく情報を繰り返し提供する等、市民等の不安の解消に努める。
- ・ 市民等が感染症危機に対する理解を深め、適切な判断・行動できるよう市民等の関心事項等を踏まえ、情報提供を行う。
- ・ 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、必要な体制を整備する。

③まん延防止

- ・ 平時から手洗いなどの基本的な感染対策の啓発を行うとともに、感染が疑われる場合は感染を広げない不要不急の外出を控えるなど感染拡大防止の対応策等について、理解促進を図る。

④ワクチン

※改定により新規に追加

- ・ 平時から、迅速な予防接種を実現するための体制準備を行うとともに、特定接種や住民接種の実施が決定した際は、速やかに希望者が接種を受けることができる体制を構築する。
- ・ ワクチンの役割、有効性・安全性、接種後の副反応、健康被害等を情報提供・共有し、市民の正しい理解を促進する。

⑤保健

※改定により新規に追加

- ・ 市は、恵那保健所の依頼に基づき、感染者の健康観察及び生活支援等に協力することで、市民の生命及び健康の保護につなげる。

⑥物資

※改定により新規に追加

- ・ 平時から感染症対策物資等の備蓄をするとともに、定期的に備蓄状況等を確認することにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

⑦市民生活・市民経済

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に事業継続のために必要となる可能性のある感染対策等の準備等を呼びかける。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。